第11回 次の文が正しい場合は○、間違い箇所がある場合は正しい語句を記入せよ。

~大麻取締法関連~

- ・「大麻」とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く)並びに大麻草の種子及びその製品を除く。
- ・大麻研究者が、大麻から製造された医薬品を施用することは禁止されていない。
- ・何人も、大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付してはならない。
- ・何人も、原則として、大麻を輸入することは禁止されている。
- ・大麻研究者であっても、大麻から製造された医薬品の施用は禁止されている。
- ・大麻草(カンナビス・サティバ・エル)を学術研究の目的で栽培する場合、研究者は厚生労働大臣の免許を受けたうえ、その施設に帳簿を備え、必要事項を記入し、保存するとともに、毎年定められた日までに所定の事項について都道府県知事に報告を行うことが義務づけられている。
- ・大麻研究者は、都道府県知事の許可を受ければ、他の大麻研究者に大麻を譲り渡すことができる。
- ・大麻研究者の免許を受けようとする者は、厚生労働大臣に申請しなければならない。

~あへん法関連~

- ・「けしがら」とは、けしの液汁が凝固したもの及びこれに加工を施したもの(医薬品として加工を施したものを除く)をいう。
- ・あへんの輸入及び輸出の機能は、国に専属する。
- ・けし耕作者は、けしを栽培し、あへんを採取することができる。
- ・けし栽培者でなければ、けしがらを栽培してはならない。
- ・けし栽培者のうち、あへんの採取をすることができるのは、けし耕作者及び乙種研究栽培者のみである。
- ・あへんの輸入又は輸出は、国又は国の許可を受けた者のみが行うことができる。
- ・あへん法でいう「けしがら」とは、けしの麻薬を抽出することができる部分(種子を含む)をいう。
- ・けし栽培者以外の者は、鑑賞目的であれば少量のけしを栽培してよい。
- ・けし栽培者とは、けしから採取したあへんを国に納付する目的で栽培する者をいう。

- ・あへん法による甲種研究栽培者は、研究のためあへんを採取することができるが、更にモルヒネを抽出する研究を行うには、麻薬及び向精神薬取締法による麻薬研究者の免許を受けなければならない。
- ・麻薬製造業者は、あへんを輸入し又は輸出することができる。
- ・けし栽培者のうち、甲種研究栽培者はあへんの採取を伴わない研究のため、許可を受けてけしを栽培する者で ある。
- ・あへんを廃棄するためには、都道府県知事の許可を必要とする。